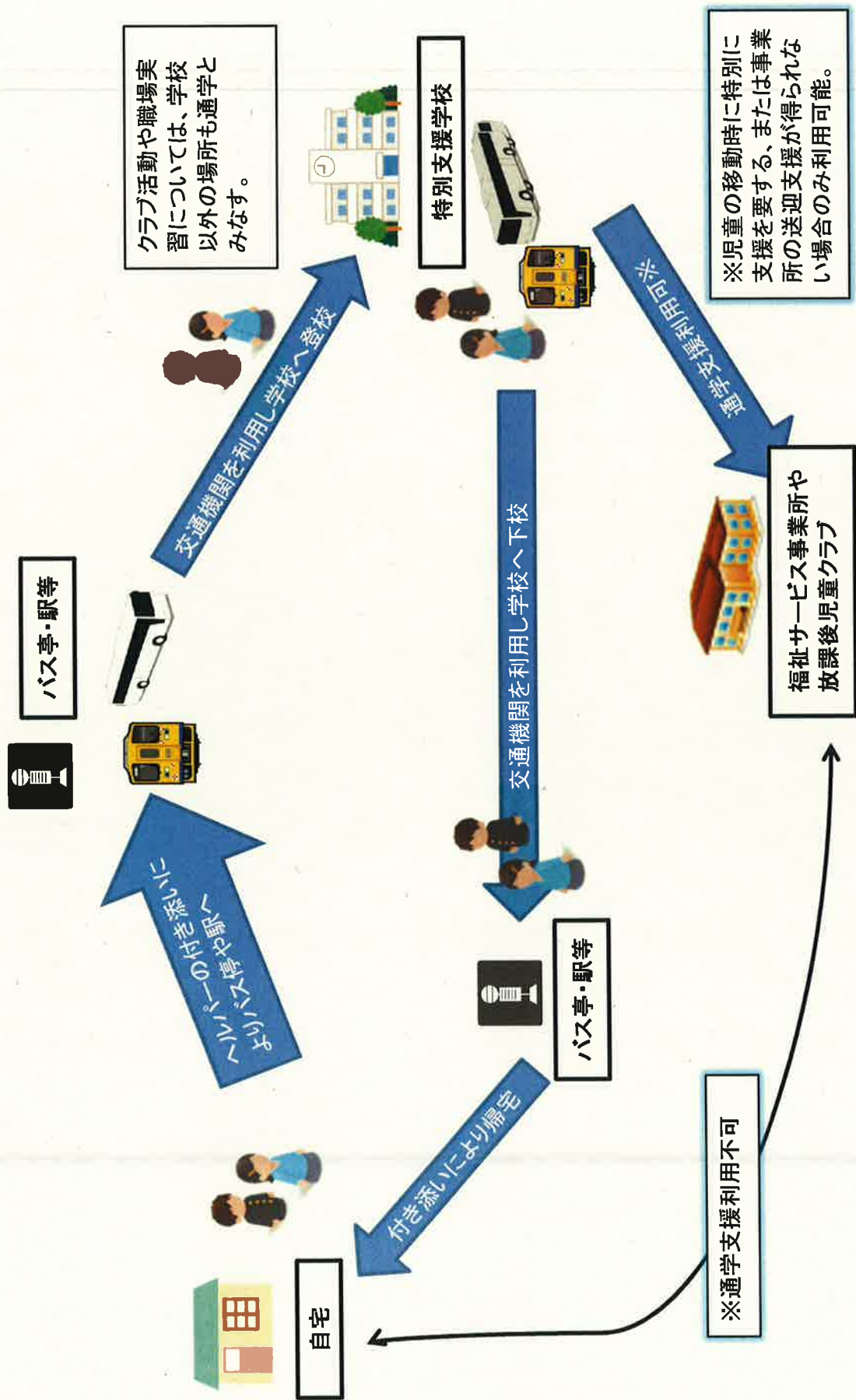


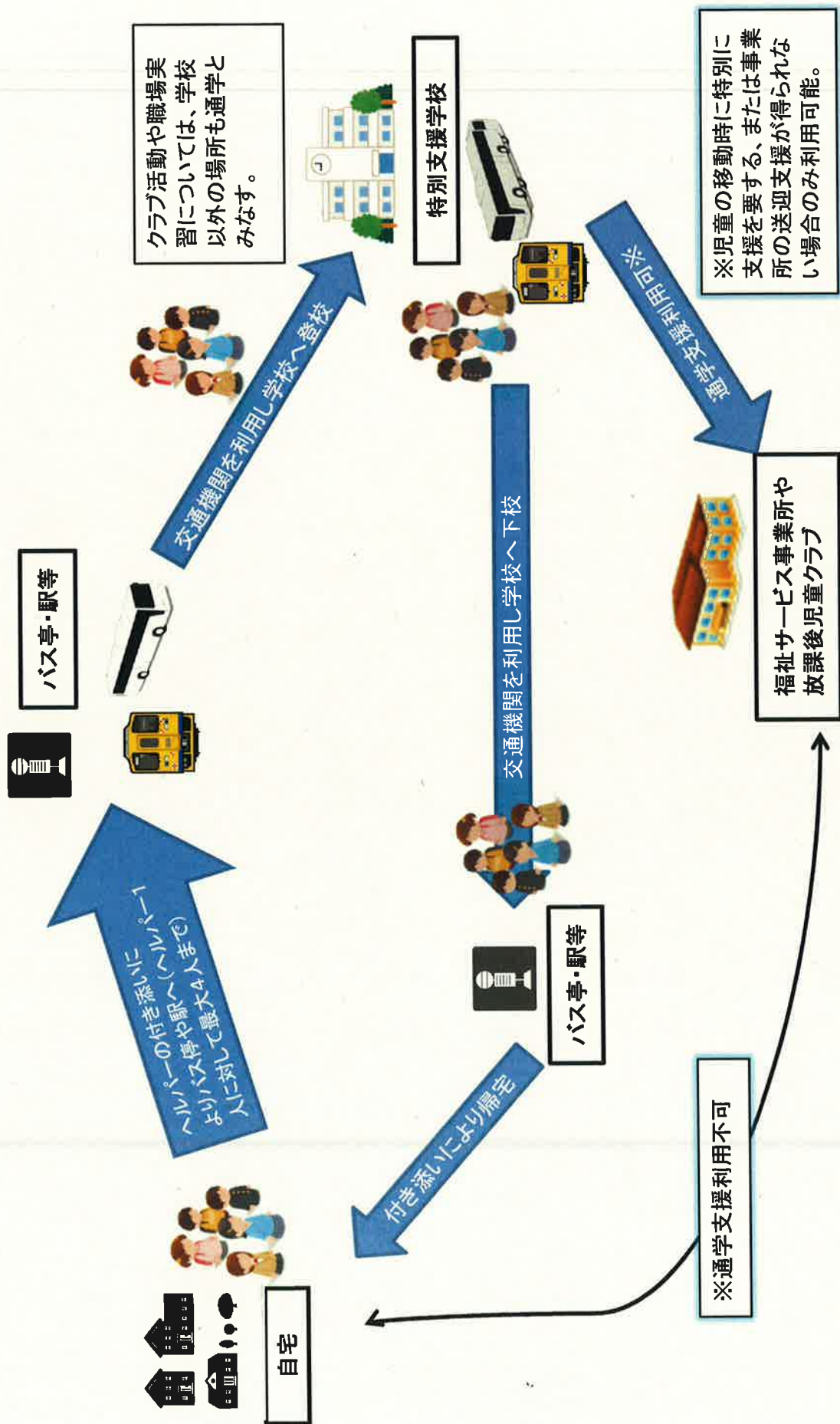
## 資料①雲仙市移動支援事業「通学支援」の制度について

事業内容	<p>①特別支援学校へ通学する児童に対して、ヘルパーが付き添い※公共交通機関等を利用しながら登下校することで、送迎を行う保護者の負担軽減及び児童の自立を図ることを目的とした事業です。 ※公共交通機関等・・・通学方法について特に制限なくバス、鉄道、福祉有償運送（タクシードライバー）等が利用できます。</p>
対象者	<p>○事業対象者は、以下の要件のいずれかに該当し、移動時において見守りや声かけの支援又は部分的、全体的に体に触れる支援等が必要な児童。</p> <p>①身体障害者手帳の交付を受けている児童。 ②療育手帳の交付を受けている児童。 ③精神保健福祉に関する法律第5条に規定する児童。</p>
事業（通学）の範囲	<p>①特別支援学校への通学（クラブ活動・職場実習・学校行事を含む）を事業範囲とし、経路については自宅、バス亭、福祉サービス事業所、放課後児童クラブ等、個別の状況において様々な場所からの利用が可能ですが、但し、下校時の自宅以外の場所への利用（福祉サービス事業所、放課後児童クラブ等）については、移動については、移動についての特段の配慮が児童、または事業所等からの送迎支援が得られない場合に限りません。</p>
支援形態	<p>①利用者1人に対してヘルパー1人で行なう個別支援型（2人介護の対象者は2人として考える） ②複数の障害者に対する同時支援を行なうグループ支援型 ※ヘルパー1人に対しての利用者は最大4人とし安全性の確保できる範囲で実施）</p>
支給量	<p>①通学支援の必要時間とし、下記事項に留意し上限を設定します。 ◎1回（片道）の算定を上限1.5時間とします。（2人介護の場合は3時間） ◎月の上限算定 1時間×2（往復）×週6日×52週/12ヶ月=52時間を1月分の上限設定とします。</p>

# 資料②雲仙市移動支援事業「通学支援」のイメージ（個別支援）



# 資料③雲仙市移動支援事業「通学支援」のイメージ（グループ支援）



## 資料④雲仙市移動支援事業「通学支援」の利用者負担 利用者負担・・・原則1割負担ですが世帯の課税状況によって決まります

世帯の課税状況	負担額
市町村民税非課税及び生活保護世帯	無料
市町村民税課税世帯	1割負担※

※市町村民税所得割280,000円以下については、月額4,600円が月の※負担上限額となります。所得割280,000円を超える場合は、37,200円が月の上限月額となります。

負担上限額とは、月に必ず負担する額ではなく1割負担が4,600円を超える場合は4,600円までしか徴収しない制度となっています。

### 報酬単価（個別支援）・・・課税世帯であれば報酬の1割が負担額となります。

サービスの提供時間	報酬単価(円)	
	身体介護有	身体介護無
0.5時間未満	2,450円	1,010円
0.5時間以上1時間未満	3,880円	1,890円
1.0時間以上1.5時間未満	5,640円	2,640円
1.5時間以上2時間未満	6,440円	3,310円
2.0時間以上2.5時間未満	7,240円	3,980円
乗降介助(1回あたり)	1,000円	

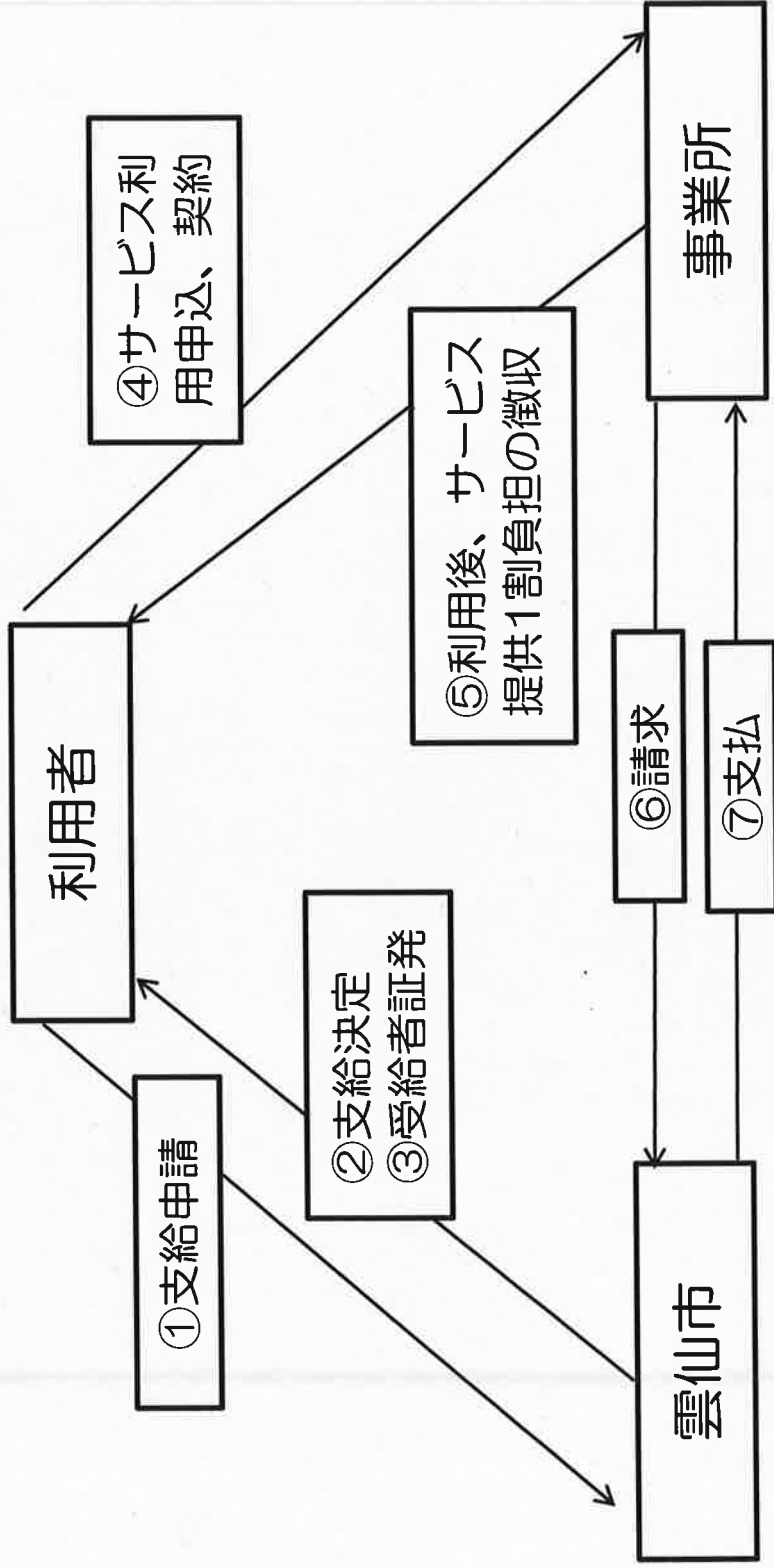
### 1か月分試算

身体介護無で片道1時間、1日往復2時間利用で  
月20日間利用。月の上限額4,600円  
2時間×20日＝月40時間  
身体介護無の報酬は1時間当たり2,640円  
2,640×40時間＝105,600円（月額報酬）  
（利用者負担）

105,600円×1割＝10,560円→上限額の4,600円  
を超えるため ※4,600円の利用者負担となります。

※交通機関や福祉有償運送（タクシー）の運賃については、  
通学支援の利用者負担とは異なりまますので実費負担額（利用  
者及びヘルパーの交通費実費）が発生します。

# 資料⑤雲仙市移動支援事業「通学支援」の利用の流れ



- 1 申請は福祉事務所及び各総合支所窓口(本庁においては市民窓口課)により申請できます。
- 2 申請に必要なもの ①障害者手帳 ②印鑑 ③地域生活支援受給者証(お持ちの方のみ)
- 3 ④サービス利用申込、契約については③の受給者証が必要となります。
- 4 利用事業所につきましては、制度開始に伴うヘルパーの人員不足も想定されるため、市より調整させていただきます。